平成25年第8回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	平成25年11月28日(火)午後2時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	委員長 森下淑子 委員 加藤和宣		
	委員 檜垣昌子 委員 嶋谷珠美		
	委員 森岡謙二 教育長 内田 隆		
欠席委員	なし		
事務局職員	事務局次長 教育政策課長(教育未来館長)		
	学校改築施設管理課長 学校支援課長		
	学校地域連携担当課長教育指導課長		
	教育改革・教育支援担当副参事 生涯学習・スポーツ振興課長		
	スポーツ施策推進担当課長 飛鳥山博物館長		
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長 学校適正配置担当課長		

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	47号	稲付中学校サブファミリーブロック小学校適正配置検討協 議会からの要望書に対する回答について	承認
追加 日程1	48号	幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条 の規定に基づく意見聴取について	承認
追加日程2	49号	「北区指定有形民俗文化財(十条富士塚)の指定解除について」区文化財保護審議会に諮問する件	承認

日程	報告事項	報告內容	結果
2	48号	「北区教育ビジョン 2015」策定に関する保護者アンケート について	了承
3	49号	赤羽図書館及び田端図書館の休館並びに事務所機能の仮移 転について	了承
4	5 0 号	「東京都北区立学校適正配置計画」の一部改訂について	了承
5	5 1 号	後援・共催に関する報告	了承

平成25年第8回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成25年11月28日(木)14:30

森下委員長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。これより、平成25年第8回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

日程第1、第47号議案「稲付中学校サブファミリーブロック小学校適正配置検討協議会からの要望書に対する回答について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

学校適正配置担 当課長

委員長

森下委員長

学校適正配置担当課長

学校適正配置担 当課長

それでは、日程第1、第47号議案「稲付中学校サブファミリーブロック小学校適 正配置検討協議会からの要望書に対する回答について」ご説明をさせていただきます。

議案書を1枚おめくりいただきまして、一番下の説明欄のところでございます。

東京都北区立学校の適正配置を推進するため、稲付中学校サブファミリーブロック小学校商正配置検討協議会から提出されました要望書に回答するものでございます。

要望書につきましては、次のページに参考資料として添付をさせていただきました。こちらにつきましては、11月12日に開催されました第11回教育委員会定例会にご報告をさせていただきましたので、説明は省略させていただきます。

なお、同様の内容の要望書が北区長宛にも提出をされているところでございます。 それでは、お戻りいただきまして、回答についてでございます。

記書きの1の新校舎の建築についてです。

改築未着手の小・中学校につきましては、現在策定中でございます北区立小・中学 校改築改修計画に基づき、順次改築または改修を実施する方針であることをお答えす るものでございます。

なお、小学校適正配置検討会協議会からは、小学校、中学校の両校で改築にあたる 児童・生徒が生じることのないようにご要望をいただいておりますので、これについ ては配慮するということを盛り込ませていただきました。

次の記書きの2の跡地の利活用でございます。

これにつきましては、区長から回答したということにございますが、区長部局の回答といたしまして、本区の学校跡地の利活用につきましては、外部有識者や区民の代表の方から成る利活用検討委員会というものを設置して、学校跡地利活用計画というものを策定して、区の利用方法を決定することにします。

この際には、学校跡地というのは区民共通の財産であるといった考え方をもとにして検討を行っていくといった方針がございますので、これに沿った回答を区長部局から行う形になると考えております。

続きまして、記書きの3でございます。

統合の時期につきましては、小学校適正配置検討協議会の協議事項でございますので、同協議会の合意を尊重させていただくことをお答えしております。

次の記書きの4。通学区域の再編及び統合時の指定校変更の運用についてです。

通学区域の再編でございますが、同協議会には地域の方、また学校の関係者など関係される方が全てそろっておられますので、協議会の合意に基づき対応させていただくということをお答えをさせていただきました。

なお、統合時の在校生に対する指定校変更についてですが、これは統合校の場所に よって通合距離が長くなる場合があるだろうということをご心配されてのご質問とい うか、ご要望でございます。

なお、こういった場合には、現行の制度においても、通学が困難な場合には指定校変更を認めているといった状況でございますので、それについてお答えをさせていただきました。

最後に、記書きの5。

放課後子どもプランの実施についてございます。本サブファミリーの小学校の放課後子どもプランの実施方法や実施時期等につきましては、統合とならなかった小学校も含み、適正配置の実施年次や改修等の時期なども踏まえて関係する皆様と十分に協議をさせていただく旨をお答えしております。

なお、記書きの4と5に関して要望書では、「PTA役員と協議すること」と求められておりましたが、PTA役員だけではなく、4については小学校適正配置検討協議会、5につきましては保護者、地域、学校関係者の皆様と協議をさせていただくということにさせていただいております。

なお、先ほど記書きの2に関して区長からの回答の方向性についてご案内をさせていただきましたが、その他の項目につきましても、教育委員会からの回答と同趣旨、また教育委員会から回答するといった趣旨の回答となるものと考えております。

議案の説明については以上でございます。

なお、実際の回答につきましては、本議案の記書きの分にあわせまして、事務局で 案内文をつくらせていただきまして、それとあわせて適正配置検討協議会にお送りさ せていただきたいと考えております。

よろしくご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

森下委員長

ありがとうございました。

本件ご説明いただきましたが、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

加藤委員

委員長

森下委員長

加藤委員

加藤委員

5点目の部分ですね。オリンピックのことが書いてあるのですが、これに対するものはこの回答に中には入っていないと思うのですが、それは何か理由でもあるのです

か。

学校適正配置担 当課長 委員長

森下委員長

学校適正配置担当課長

学校適正配置担 当課長

放課後子どもプランの中身、どういった形のものを行うかということにつきましては、その放課後子どもプランを実際行うところでプログラムを検討なされるということが一つと、そのほかオリンピックとの関連の事業につきましては、今後、広くこの稲付中学校サブファミリーだけではなく、活用できるところは広く区民の中で対応していきたいということで、全体の計画の中で対応すべきものと考え、その稲付中学校に特化したということでは特にお答えをしていないところでございます。

以上です。

加藤委員

はい、わかりました。

森下委員長

ありがとうございました。

ほかにはございませんか。特にないですか。

私も大変すっきりとした今までの適正配置の考え方に揺るがない回答ではないかなと感じました。

特に5番目のところでは、こちらではPTAの役員のほうでとありなしたけれども、先ほどのご説明にありましたように、広く保護者というところはより広く意見を求めるという意味で大変よい考えだなと賛同いたしました。

では、ほかに特にないでしょうか。ございませんか。

(質疑・意見なし)

森下委員長

それでは、ただいま意見を伺いましたところ、特に反対意見はないようですので、 本件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

森下委員長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。

ここで、「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」及び「北区指定有形民俗文化財(十条富士塚)区文化財保護審議会に諮問する件」を日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

森下委員長

ご異議ないと認め、日程に追加いたします。

追加日程第1、第48議案「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴 取について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

委員長

森下委員長

教育政策課長

教育政策課長

追加日程第1についてご説明を申し上げます。

本件は、人事委員会の勧告に基づいて幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

本条例(案)は現在開会されております区議会第4回定例会に追加上程される見込み となったことから、区長より意見聴取が参っているものでございます。

改正の内容は2点ございます。

まず、1点目が月例給の改正でございます。民間企業との格差を是正するために給与月額平均で588円、率にして0.14%引き下げるというものでございます。

もう1点は、新たな住居手当制度の創設でございます。みずから居住するために住居を借りている、かつ月額2万7,000円以上の家賃を払っている場合に、8,300円の住居手当を支払う。また、27歳までの職員については1万8,700円を、28歳から32歳までの職員については9,300円をそれぞれ8,300円に加算して支給するというものでございます。

以上でございます。

森下委員長

本件につきましてのご質疑、またはご意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

森下委員長

それでは、ただいまの各委員のご意見は特になしということでございますので、本件については意見なしとすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

森下委員長

ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定いたします。

次に、追加日程第2、第49号議案「「北区指定有形民俗文化財(十条冨士塚)の 指定解除について」区文化財保護審議会に諮問する件」を議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

飛鳥山博物館長

委員長

森下委員長

飛鳥山博物館長

飛鳥山博物館長

それでは、私からは「北区指定有形民俗文化財(十条冨士塚)の指定解除について」区文化財保護審議会に諮問する件をご説明申し上げます。

まず、1ページおめくりいただきたいと存じます。

<u>1項</u>でございますが、案件でございます。北区指定有形民俗文化財(十条冨士塚)の指定解除についてでございます。

2、諮問理由でございますが、北区指定有形民俗文化財(十条富士塚)の管理団体から文化財の指定解除に関する請願書が提出されました。北区指定有形民俗文化財(十条富士塚)の今後の適正な措置について北区文化財保護審議会に諮問するものでございます。

それでは、お手元にございます十条冨士講から出されました請願書でございます が、朗読させていただきたいと存じます。

東京都北区教育委員会殿。

十条富士講。講元、榎本孝。副講元、榎本福一。同じく副講元、高木逸男。副講元、高木悟でございます。

東京都北区指定文化財の解除に関する請願書。

1、件名。

十条冨士塚の東京都北区指定文化財の解除に関する件。

2、要旨でございます。

十条冨士塚の東京都北区指定有形民俗文化財の指定解除を求めます。

3、理由でございます。

まず、(1)倒壊の危険性について。

平成3年11月に、東京都北区有形民俗文化財に指定された十条富士塚(東京都北区中十条2-14-18、以下「塚」と言います。)につきましては、指定以前から、長年にわたり当講は安全管理に努めてまいりました。

このたび、補助83号線拡幅工事にあたり、東京都が実施した塚周辺の地盤調査、塚内部のレーダー調査、及び擁壁の目視調査の結果、倒壊の危険性があることが判明いたしました。すなわち、地盤調査によると塚周辺は安定した基礎地盤とは言えないこと、レーダー調査によると内部の地層は二層となっており、層のずれが生じやすい構造になっていること、そして、擁壁の目視調査では、全体にひび割れが生じていることや一部に土圧による膨れが生じていること、水抜き穴がなく排水処理の整備がなされていないことなどが明らかとなりました。

このことから、直下型地震をはじめとする地震災害や大規模な風水害が発生した場合に、大きな被害が出る可能性が非常に高いものと判断いたしました。

ご承知のとおり、首都直下型地震については近い将来必ず発生すると言われており、また、近年、かつてない規模の大雨や強風が日本各地に甚大な被害をもたらしています。このような現状を考える時、塚の所有者(管理者)として、このままでは管

理責任を果たすことができないのではないかと大変憂慮しているところです。

このため、塚を含む土地が「埋蔵文化財包蔵地」であることによる制約や当講が負担可能な経費の範囲なども考慮し、塚の安全性を確保するための方策を検討いたしました。その結果、現在の塚の形状を維持しつつ、先述の地震等の被害から塚の安全を確保する方策を講ずることは、大変難しいものと考えました。

すなわち、塚が文化財であり、土地が埋蔵文化財包蔵地であるため大規模な地盤改良は困難であり、仮に実施できたとしても、石積擁壁補強の抜本的な対策にはなりません。鉄筋コンクリートの擁壁を新たに造るなどの工法も考えられますが、一時的な塚の解体が必要になると考えられ、塚の形状を維持することはできず、経費的にも多額になると思われます。また、擁壁を中心とした応急的な補強策では、地震災害時の安全性を確保することは難しいものと思われます。

このようなことから、現在の塚の形状を維持しつつ、経費的に対応が可能な範囲で、地域の方々に末長くご安心いただける塚の安全対策を講ずることは困難であると 判断いたしました。

(2) 民俗文化の継承について。

当講は、江戸時代から受け継がれてきた冨士信仰に基づく祭礼行事等を、この十条 冨士塚の地で行ってまいりました。そして、それは未来永劫にわたり継承、発展させ ていくべき重要な民俗文化であると考えております。

そのためには、長期的な視点をもって塚の安全性を十分に確保し、地域の方々に安心安全をお約束してご理解ご支援をいただき、地域に愛される行事として継続・継承していくことが大変重要であります。

現在、補助83号線拡幅工事が進められており、道路予定地に塚の一部が含まれていることから、その取り扱いについて当講と東京都との間で数年来にわたり協議を重ねております。その中で、道路整備に伴い現在の塚を解体し、残地部分(道路に予定されている用地の西側)に塚を再建しようという、塚の再建案を検討いたしました。これは、長期的な安全対策と民俗文化の継承に配慮して塚を再建し、道路用地拠出により塚の再建に要する経費負担問題を解消し、そして道路整備により地域の安全性、利便性の向上を図ることのできる対応策です。

当講といたしましては、幾多の先人達が築いた十条富士塚を解体してしまうことは誠に断腸の思いではありますが、この再建案により、長きにわたり塚の安全性を確保し、現在の場所でこれまで同様に祭礼行事等を継続・継承してまいりたいと考えました。

再建にあたりましては、塚の記録保存に十分配慮すること、塚の付(つけたり)である記念碑等については再建後の新しい塚に全て移築すること、そして、繰り返しになりますが、祭礼行事等の継続に努め、区の民俗文化の継承、発展に寄与したいと存じます。

つきましては、再建に着手するためには、東京都北区有形民俗文化財の指定を解除していただくことが必要であり、その解除を求めるものです。

なお、本請願書は、当講の役員が地権者の確認と意思の統一にまさに東奔西走し、 幾多の議論を経て、講中の総意として取りまとめることができたものです。当講とい たしましては、民俗文化は継承しても、このような苦労は後世に継承したくないという気持ちでいっぱいであり、願意に沿った速やかなご判断を心からお願いする次第です。

なお、連絡先として、十条冨士講、講元になってございます。 以上でございます。

ここで、実は先ほど申し上げました東京都の調査結果の概要について追加の説明をさせていただきます。

東京都の調査でございますが、先ほど申し上げたように目視による、さっきごらんいただきました裏側にあった大谷石を積んだところでございますが、一部が90度以上。ですから、上のほうが張り出している状況で、全てが80度以上の角度になっているということでございます。

それが、ごらんいただいたように、普通ああいう擁壁には水抜き穴があるんですが、水抜き穴がないので、雨が降った場合、その擁壁に圧力がかかりやすい状況であるということ。土圧による膨れがございます。それから、石積が膨れによってでこぼこ、段差があるということでございます。

下段部分ですが、無筋のコンクリートになっている。それから、大谷石が劣化しまして、クラックが見られると。下段の土砂が流出し、一部空洞が見られるということです。

それと、鋼鉄製のバンドでございますけれども、さびがあること、一部固定されていないという状況でございまして、地震等が起こった場合、十分な耐力が期待できないということでございます。

それと、2番目の調査でございますが、地質調査というのを冨士塚の近くでボーリング調査を行いまして、調査を行いましたところ、地表から6メートルまで平均<u>揺れ</u>値4で、かなりやわらかい地層であるということが判明してございます。

それと、もう一つの調査でございますが、冨士塚の2段になっている部分があるんですが、そこのところのレーダー調査を行いまして、その結果わかったことが、冨士塚内部でございますが塚の上にもう一つ土を積んで2層構造になっているということでございます。その2層構造の部分ですが、境界の部分で地層がずれる可能性があるということが判明しております。

以上の理由から大きな地震には耐えられず、まず今回、指定解除していただきたい という請願でございます。

これにつきましては、北区文化財保護審議会に諮問させていただきたいと存じま す。どうぞよろしくご審議賜るよう、お願い申し上げます。

森下委員長

ありがとうございます。

ただいまご説明いただきました。先ほどの現地見学等も含めまして、ご質疑またご 意見がありましたらお願いいたします。

加藤委員

委員長

委員長

加藤委員

加藤委員

見たところそんなに大きな塚ではないと思いますが、西側というのはこれからやった場合、どのくらい残るんですかね、あの石。

飛鳥山博物館長

委員長

森下委員長

飛鳥山博物館長

飛鳥山博物館長

道路の拡幅工事でございますが、今回、正面から上っていただいた階段がございます。あの大体上までが拡幅の範囲に入っておりますので、再建するとその後ろの部分ということになります。

加藤委員

そうすると、面積的には相当減るということですか。

飛鳥山博物館長

そうですね。面積は相当減ることになると思われます。

加藤委員

危険度が一番心配だということがここに書いてあります。確かに実際に見せていただいて、随分コンクリートで補強したり、いろんな形で補強している。後側も鉄骨を巻いてあるような形でありますし、今まで事故が起きなかったというのは幸いだったというふうに思っております。

そういうことで、地域のお祭りとして非常に定着しているもので、それ自体がなくなるわけではないし、地域の触れ合いの場として縮小されてもそこに富士塚が残るということであれば、道路の拡幅は当然必要だというふうに思いますので、やむを得ないなと思います。

森下委員長

加藤委員からは、文化財の指定解除はやむを得ないというお考えを示されました。ほかにいかがでしょうか。

檜垣委員

委員長

森下委員長

檜垣委員

檜垣委員

先ほど、十条冨士塚を見学させていただきまして、ご案内いただきましてありがと うございました。

倒壊の危険性を非常に所々に感じまして、指定解除についてはやむを得ないと思います。

また、再建に向けて冨士講の管理の皆様にはご努力が要るかと思いますけれども、指定解除についてやむを得ないというふうな感想を持ちました。

以上です。

森下委員長

ありがとうございます。ご意見ございますか。

嶋谷委員

委員長

森下委員長

どうぞ、嶋谷委員

嶋谷委員

先ほどはご案内いただいてありがとうございました。

実際、見せていただきまして、いろいろ貴重な江戸時代の物が残っていたりとかして、貴重なものもたくさんあるんですけれども、やはり倒壊の危険性という点からおきましてやむを得ないなと思いました。ぜひ、お冨士山という地域行事、地域の祭礼行事には地域の皆様が大変楽しみにしている行事でもございますので、ぜひ再建していただきたいと思っております。

以上です。

森岡委員

委員長

森下委員長

森岡委員

森岡委員

大体一緒なんですけれども、恐らく私たち以上にこの請願を出されたこの方というのは、大変つらい思いを私はされているのではないかと思います。本当に目視しただけでも危険な状態なので、この文章にも書いてありますけれども、安全性を確保することが困難と書いてありますので、それを素直に認めるのが一番私はいいと思います。ですから、請願を認めるべきだと私は思うんですけれども、ちょっと関係のないことを質問してもいいですか。

森下委員長

はい、どうぞ。

森岡委員

あそこで聞けばよかったんですけれども、石段が真っすぐにつくられたんですよね。私、昔ちょっと行ったことがあって、あの石段の手すりがありますよね。真ん中に真っすぐおりていて、昔は曲がっていたんですけれども、指定されたのが平成3年ですよね。平成3年で指定されてからは、区に申告しないで直したらいけないわけですね。

飛鳥山博物館長

そうです。

森岡委員

だから、そのもっと前にということですよね、直したのは。手すりつけたところの、真っすぐ階段おりたところというのは。

飛鳥山博物館長

委員長

森下委員長

飛鳥山博物館長

飛鳥山博物館長

申しわけございませんけれども、ちょっと詳しいことはわからないです。確かに平成3年に指定文化財になっておりますので、区と協議して許可がおりたら工事はできます。もし指定前でしたらば工事についてはそのままやっていただいていいということになります。

調べて回答させていただきたいと思います。

森下委員長

階段をつくり直したのがいつだったかということですね。

この件につきましては、後で調べてご返答いただくということで、ただいまの議案 にあります文化財の指定を解除するという件につきましては、私も同意見で賛成意見 です。

飛鳥山博物館長

委員長

森下委員長

飛鳥山博物館長

飛鳥山博物館長

指定解除につきましては、北区文化財保護条例によりまして保護審議会にかけなく てはいけないことになっていますので、この件は文化財保護審議会の諮問にかけると いうことでよろしいでしょうか。

森下委員長

はい、そうですね。結構でございます。

それでは、ただいま各委員の意見を伺いました。反対意見はございませんので、原 案どおり承認することにしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、当初の日程に戻って報告事項に移ります。

日程第2、報告第48号「「北区教育ビジョン2015」策定に関する保護者アンケートについて」事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

委員長

森下委員長

教育政策課長

教育政策課長

「北区教育ビジョン2015」策定に関する保護者アンケートにつきまして、経過 をご報告申し上げます。

ご説明の都合上、2の経過から先に申し上げます。

11月1日に2,000世帯に対しましてアンケートを発送いたしました。

14日に礼状、それから未提出の方に早くお出しくださいという督促状を発送いたしました。

22日が回答期限ということになっておりました。

1の概要のほうに戻りまして、(2)でございますが、27日、昨日ですが、昨日までで1,129件の回答があったことになっておりますが、本日先ほど7件また返っておりまして、本日現在1,136件、回答率が57.46%で、前回をわずかに上回ったところでございます。

まだ、毎日少しずつ返っているようでございますので、もう少し伸びるかと予測しております。

今後、内容を分析いたしまして、報告書として取りまとめ、本委員会にご報告申し 上げる予定です。

以上でございます。

森下委員長

ありがとうございます。

ただいま、まだ少しずつ回答が届いているということでございますが、本件につき ましてのご質疑、ご意見はいかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

森下委員長

では、特に反対意見がないようでございますので、ここで本件に関する報告は終了いたします。

次に、日程第3、報告第49号「赤羽図書館及び田端図書館の休館並びに事務所機能の仮移転について」事務局から説明をお願いいたします。

中央図書館長

委員長

森下委員長

中央図書館長

中央図書館長

それでは、報告第49号についてご説明いたします。

赤羽図書館及び田端図書館の休館並びに事務所機能の仮移転についてでございます。

初めに要旨です。

来年度、平成26年度におきまして、赤羽会館の耐震工事及び田端区民センターの 改修工事が実施されることになりました。その間、両館の中にありますそれぞれの図 書館につきまして休館とするとともに、また両館にあります他の部署とともに併設さ れる組織と一緒に事務所機能、窓□も含みますが、を移転することといたします。

次に、休館の期間です。(予定)となってございますが、工事の影響等もありますので、現在のところスケジュールということで、まず、赤羽図書館につきましては、平成26年4月から平成27年4月まで。田端図書館につきましては、平成26年6月から平成27年4月までの間、休館となります。工事中は館の中に人は出入りできませんので、みんな出るというようなことになってございます。

次に、移転先、期間等でございます。

初めに、赤羽図書館につきましては、現在の赤羽岩淵中学校、4月以降は旧赤羽中学という言い方になるかと思いますが、そちらのプレハブ棟の2階の2教室。期間につきましては、平成26年5月から平成27年4月までの予定でございます。

田端図書館につきましては、現在の滝野川第七小学校、4月以降は旧という言い方になるかと思いますが、校舎の1階の端にランチルームがございますので、そちらに 平成26年6月から平成27年4月までの間、仮事務所を置くことといたします。

移転中の業務等の説明でございます。初めに、現行の業務の中で、資料の閲覧、配架による貸出業務は休止。ちょっと平たくいいますと、本棚とかを本や雑誌などの棚は一切持っていけませんので、その間は資料の閲覧等もなくなるということでございます。

その他窓口業務といたしましては、資料の予約受付、窓口においてお客様から資料の予約を受けたり、それをその本を貸出たり、また全ての館の返却にも対応いたします。また、レファレンス業務など窓口業務並びにバックヤードによる業務などは現行どおり全て継続していくこととなります。

なお、開館時間についても現在の時間を継続していきます。

なお、会館内等で行われておりましたお話し会、また赤ちゃん絵本サロン等の子ども事業につきましては、近隣の他の会場の確保に努めて実施していく予定でございます。

また、資料の返却用のブックポストにつきましては、現在の会館センターの、工事中もその場所に設置するとともに、移転先の出入り口におきましてもブックポストを設置していくということで、返却の利便性は確保したいと考えております。

今後の予定ですが、来週、議会への報告事項を済ませた後で12月から北区ニュース・・ホームページ、また各図書館におきまして利用者向けに周知を図っていきたいと思っております。

以上、ご報告いたしました。

森下委員長

ありがとうございます。

本件に対しまして、ご質疑、ご意見ございましたらお願いします。

森岡委員

委員長

森下委員長

森岡委員

森岡委員

また変な質問ですみません。

森下委員長

どうぞ。

森岡委員

返却用のブックポストですか。入れるところの高さはどのくらいの高さを想定しているんですかね。

たまたまちょっと別のところで見ていて、偶然なのですけれども、高齢の方が入れ

ようと思ったら入らなかったのですね。結局、また中に入って返却したのですけれども、余り低くすると今度はまたちょっと問題があるのだけれども、結構、高さというのは難しいですね。最近、高齢の方が結構借りているので、ちょっと気になったのです。逆に低くするとまた弊害なんかが起きる可能性もありますので、ただ現場を見てしまったものでどうなのかなと思ったのですけれども。

中央図書館長

委員長

森下委員長

中央図書館長

中央図書館長

確かに館によって設置場所が壁についていたりとか、赤羽開館のように大型のものは地面に置いてあるケースとかいろんな取りつけ場所がありますので、確かにその都度一番いいと思っている高さに取りつけているとは思っていましたが、再度ちょっとその辺、全館私も確認してみたいと思います。改善できるところは努めたいと思います。

森岡委員

よろしくお願いいたします。すみません。

森下委員長

私から。図書館を利用している方って本当に多いと思います。それで、北区ニュースですとか、ホームページ、また各図書館で利用者向けに周知徹底するということなのですが、恐らく平成26年4月あるいは6月以降もそのあたりをよく知らない人が現図書館に行かれる可能性があると思いますので、工事等でいろいろなお知らせ箇所の張り紙とかも大変かと思いますけれども、その現地に知らないで来た方々へのまたわかりやすい説明内容なども工夫したらよいかなというふうに思いました。

中央図書館長

委員長

森下委員長

中央図書館長

中央図書館長

私どももその辺をやっぱり一番心配していまして、トラブルを生む原因にもなりかねませんので、一緒に移動する他の部署と共通の説明みたいのはまた一つできるのでしょうけれども、図書館としても行った先でやっている業務、簡単に言ってしまいますと、本があるつもりで来てしまいましたというトラブルも起こりかねませんので、十分な説明をしていきたいなと思っております。

森下委員長

はい、お願いいたします。 ほかに特にございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

森下委員長

では、ご質疑、ご意見がないようでございますので、ここで本件に関する報告は終 了いたします。

次に、日程第4、報告第50号「東京都北区立学校適正配置計画の一部改訂について」、事務局から説明をお願いいたします。

学校適正配置担 当課長

委員長

森下委員長

学校適正配置担当課長

学校適正配置担 当課長

それでは、報告第50号「東京都北区立学校適正配置計画の一部改訂について」ご報告させていただきます。

議案書を1枚おめくりいただきまして、1の要旨でございます。

平成24年2月に策定をした東京都北区立学校適正配置計画では、Bグループ、C グループについては協議着手の前年度に改めて児童数の将来推計を行った上で、ブロック内の小学校数を提示することとしてございます。

この計画に基づき、平成26年度から協議に着手するBグループの二つブロックに関しまして、教育委員会内部に検討組織を設置いたしまして、平成25年度の児童数推計を踏まえたそれぞれのブロックの小学校数の検討を行いました。今回はこの検討に基づき、計画のうちBグループに関する部分を改訂をさせていただくものでございます。

2の対象ブロック及び対象小学校です。

- (1) の滝野川紅葉中学校サブファミリーブロックにつきましては、滝野川第二小学校、滝野川第三小学校、滝野川第六小学校、谷端小学校、紅葉小学校の5校でございます。
- (2) の明桜中学校サブファミリーブロックにつきましては、王子第一小学校、豊川小学校、柳田小学校、としま若葉小学校の4校でございます。

次に、3の経過でございます。11月12日に開催をいたしました教育委員会協議会におきまして、児童数推計をお示しをさせていただきましたとともに、検討組織を設置して検討を行うことなどについてご報告をさせていただきました。

同日、学校適正配置計画検討委員会を開催いたしまして、計画の一部改定案を策定したところでございます。

この間の教育施策、また子育て支援策の充実、また、これに伴った地域の開発動向もあり、児童数がかなりふえているブロックもございますので、こういったことを加味して計画案の一部改訂を行いました。

一部改訂でございますが、先の5の主な変更点とその理由についてご説明をさせて いただきます。

表の下段、下の変更理由をごらんください。

滝野川紅葉中学校サブファミリーブロックにつきましては、適正配置計画、これは 平成23年度に策定をいたしましたが、ブロック全体の児童数は緩やかに減少してい くものと見込んでおりましたが、その後の地域開発等の影響もあり月童数が増加するようになってございます。これによりブロック内の小学校数を4校といたしましても、各学校で適正規模を確保する見通しが立ちました。こういったことも含めて、当初計画ではブロック内の小学校数を3校としておりましたところを3校~4校とさせていただきました。

それでは、お戻りいただき、4のブロック別適正配置計画のこちらにつきましては、1枚おめくりいただきまして、各ブロック別の適正配置計画のほうでご説明をさせていただきます。

7-3といたしましたのが滝野川紅葉中学校サブファミリーブロックに関する適正 配置計画でございます。

児童数の動向などにつきましては、前回でご説明をさせていただきましたので省略をさせていただきます。

3の小学校数の検討。

後段のところをごらんください。ブロック全体の児童数でございますが、平成35年ごろまでは増加をして、1,370人ほどになる見込みでございます。ピーク時においても5校がともに当面存続規模を確保する、これはちょっと難しい状況でございます。その後、児童数が大きく減少に転じること、また各小学校が接近しておりまして、仮に統合した場合でも通学距離の基準については満たすことから、ブロック内の小学校数を3校~4校としたところでございます。

恐れ入ります。もう1枚おめくりいただきまして、7-4としてございますのが、 明桜中学校サブファミリーに関する適正配置計画でございます。

同じく、3の小学校数の検討をごらんください。

本ブロックの全体の児童数につきましては、当初計画と余り変わりはなく、1,400人前後、かなり児童数自体は多いという状況でございます。

それぞれの学校で見ますと、適正規模を超える学校がある一方で、当面その規模を 下回る学校もあるなど、ブロック内の学校規模が不均衡な状況となっております。

平成29年度、これは表の右側でございますけれども、29年度は4校とも当面存続規模以上となる見込みではございますけれども、こういった状況におきましても、各学校の児童数に隔たりがあるということについては変わりはない状況です。

ブロック内の児童数につきましては、今の水準は35年ごろまでと見込んでおりまして、その後、区の平均を超えて大きく減少する傾向にありますので、当初計画と同様でございますが、本ブロックの小学校数は3校~4校といたしました。

なお、区全体の将来的な児童数の動向でございますが、平成30年を100として、区全体では例えば、一番長いのは平成45年でございますけれども、区全体では82.7%ほどという推計でございますけれども、王子東地区につきましては、74.4、4分の3以下になってしまうということで、少し児童数は減少が見込まれるところでございます。こういったことから計画数を定めさせていただきました。

計画数につきましては、あくまでもこれで決まりということではございませんで、これをもとに地域の方と協議を始めるための土台となる数字でございます。

それでは、資料1枚目にお戻りいただきまして、申しわけありません。裏面をごら

んください。6の今後の予定でございます。

計画の一部改訂につきましてご了承いただきました後、12月2日に文教委員会に ご報告をさせていただき、12月4日には定例校園長会で各学校のほうにお知らせを させていただきたいと思います。

これ以降、12月から順次学校や地域の関係者向けの説明会を開催させていただくとともに、1月には区民向けの説明会も開催をしたいと思っております。

第1回の協議会は、町の方も、学校の方も役員が変わられるということもありますので、来年度に入りましてから5月くらいに協議会を立ち上げて協議に着手をさせていただきたいと。今年度につきましては説明をさせていただいて、十分ご理解をいただくと考えてございます。

以上、大変簡単な説明でございましたが、説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

森下委員長

ありがとうございます。

本件につきましてのご質疑、ご意見はございますでしょうか。

では、私、すみません。

非常に人数でもって推移をずっと見守りながらこんなふうに一部の改訂ということで大変かと思うんですけれども、いわゆる教育環境を整えるという統合等の理由の中に、やはり単学級というところが結構大切な要素だと思うんです。例えば、人数は30人近くいるのだけれども、全部が単学級であるとか、そういうあたりも人数をある程度満たしているからいいということではなくて、保護者の方々にはやはり単学級で生活するということに対するのはどうかなというあたりも、難しいと思うのですよ、示すのは。

たとえ数が少なくとも単学級でも、もう絶対統合は必要ないとおっしゃる方もいるでしょうから、難しいところですけれども、やはりここのところ研究発表会等を見ておりましても、単学級ではなくて、複数学級での子どもたちの生活の教育的な効果というのも大きいと思いますので、そのあたりもまたちょっと視野に入れながら定義といいましょうか、言葉の上で促していただくことも大切かなというふうに思っております。意見です。

適正配置担当課 長

委員長

森下委員長

適正配置担当課長

適正配置担当課 長

今回の協議を今現在行っている中でも、やはり複数学級あるということが子どもたちの逃げ場というんでしょうか、何かあったときの環境の変化をしてあげられるといったことや、教職員が複数名同じ学年に配置するといったこういったこともご説明をさせていただきながら協議をさせていただきました。

特にこれからは来年度からは統合校もスタートをしますので、こういった統合校に

おいてどういうふうに教育環境が向上したかといったことも実践的に進めていただく 成果というものをお示しをしながら、より丁寧な説明をさせていただきたいと思いま す。

森下委員長

よろしくお願いいたします。 ほかにございますでしょうか。

加藤委員

委員長

森下委員長

加藤委員

加藤委員

人数のことを今、出されたのでございますけれども、ちょうど平成35年度がピークということで、Bグループは平成26年度から28年度ということで、約10年ですかね、間隔があって。地域としてやはり減っているならばしようがないというのが皆さん思っていることなんです。ふえる段階で統合するということについては多少違和感といいますか、もうちょっと先に延ばせるものであれば、はっきりと見通しがついた段階であればいいのですが、実際にはついこの間見通しを立てたところが今現在狂ってきたといいますか、増加になったというようなお話。

どこの地区の、どこの学校がふえて、どこの学校が減っているかというのは35年を過ぎてからの問題として出てくるとわかりやすいといいますか、説明、地域としては受け入れやすい部分もあるでしょうけれども、例えば、ここでいいますと、谷端小学校がずっと単学級でそのまま行くわけですね。これは何とかしなければいけないだろうと思うのですけれども、それをではどういうふうに解決していったらいいかということで、近いところって、学校から近いということであれば、当然、近い学校が統合の基準になりやすいということで、その辺が話し合われれば、あとのところは例えば三つはそのままでいいのではないのというような雰囲気にもなりかねないということで、もう少し理由として子どもの数が減ってきた、もっと減るから今のうちにそういう部分では子どもたちのためにということで統合を進めていくと。そのような手段をといいますか、理解しやすいような形がとれれば、地域は受け入れられると思いますので、ひとつその辺ご配慮いただきたいと。

適正配置担当課 長 委員長

森下委員長

適正配置担当課長

適正配置担当課 長

この間の教育政策また子育て支援策、こういったことの充実、また地域の子どもは地域で育てるといったことが浸透してきたということもあって、指定校変更についても少なくなってきた。こういったことが小規模だった学校が少しずつ児童がふえてきたという要員の一つと考えております。

こういった児童がふえてくる中で、適正配置をご納得いただくというのは、なかな か難しいことではございますが、先ほど委員長もおっしゃられましたように、今現在 が単学級であるといったこと、それは必ずしも悪いことではないとしても、よりよい 環境がこの先考えられるということは、教育委員会として、事務局として特に考えて おります。

ですので、協議のテーブルに乗っていただく中で、どういった方策がよいのかというのを皆さんと相談をさせていただきたいと考えています。

人数がまだ少しふえるからといって、そこで複数学級が確保できるという見通しが立てば当然計画についてもう少し大きく見直すことは可能かと思いますけれども、今のところふえるのは5%程度です。それで、減るほうにいきましては、先ほど将来的な見通しとすれば4分の3程度。

例えば、滝野川紅葉中学校サブファミリーブロックでいけば、当初3校としていたところを3校から4校という幅を持たさせていただきましたが、4校とした場合にはかなり短期的な部分でもう一度この適正配置の協議を地域の中で起こさなくてはいけないということも考えられますので、今の子どもたちという視点もありますけれども、長期的な視点に立って、またこういったことについては少し長いスパンで安定した学校教育が行える。しかも、適正規模の学校をずっと地域の中で守り育てていくという視点でご協議いただきたいと思いまして、今の時期ではございますが、ご説明をさせていただきました。

ただ、<u>協議期間</u>につきましては、じっくりとっていると思いますので、その中でよりよい合意が見出さればと考えてございます。

以上です。

森岡委員

委員長

森下委員長

森岡委員

森岡委員

私は言葉というか、児童数が増加、今たまたま言う前にパーセントと言われてしまったのですけれども、児童数がふえている、増加しているという説明になっているのですけれども、私、ずっとさっきから見ていて35、この数字が増加という言葉でいいのかな、どうかなとずっと考えていたものですから、今、聞いたら5%ということなので、余り増加したという形でブロックのことを考えないで、やっぱり今まで考えていた教育方針に従って、皆さんと真剣に真摯に考えて、やっぱりこれから先、絶対にもう私の言っている増加という言葉にはならないと私は思っているのですよね。ですから、やっぱり今から対応を真摯に考えていくという姿勢が教育委員会には私は必要だと思いますけれども。

森下委員長

私も今の森岡委員の意見に賛成なのですけれども、やはり小さい小規模校の学校は、例えば22名のところがことしは26名来たのですよということがとてもふえたというような喜びに変わって、それは確かにふえているのですけれどもね。ですか

ら、確かに増加というのをどの許容範囲までを増加というかというあたりも慎重に使っていかないと、なかなか進むものが進まなくなったり。やっぱりあくまでも本当に教育環境、あるいは子ども主体、そしてその次には先生方の資質向上ということが大きな問題だと思いますので、その点もよろしくお願いしたいと思っております。

ほかにはございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

森下委員長

それでは、特にご質疑、ご意見がありませんようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。

次に、日程第5、報告第51号「後援・共催に関する報告」について、事務局から 説明をお願いします。

教育政策課長

委員長

森下委員長

教育政策課長

教育政策課長

後援・共催に関する報告を申し上げます。

名義使用承認報告が3件でございます。

1件目。第8回全東京ろう社会人軟式野球TDリーグ戦。全東京ろう社会人軟式野球連盟主催で、来年の3月30日から8月31日までの間の5日間。新荒川大橋野球場他で行われます。

2件目。第10回子どもたちと芸術家の出あう街2014 オーケストラ演奏会と ワークショップ。子どもたちと芸術家の出あう街実行委員会主催で、来年の3月2日。池袋の東京芸術劇場にて開催されます。

おめくりいただきまして、3件目でございます。

東京春のコーラスコンテスト2014。東京都合唱連盟主催で、来年の2月8日、 11日、3月1日、2日の全4日間。北とぴあさくらホールで開催されます。

以上でございます。

森下委員長

ありがとうございます。

ただいまの件、ご質疑、ご意見ございますか。ございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

森下委員長

特にご質疑、ご意見がないようですので、本件に関する報告は終了いたします。 以上で、本日の日程全てを終了いたしました。

これをもちまして、平成25年第8回教育委員会臨時会を閉会いたします。